

モニターを使用した団体 PR の運用要領

吹田市立市民公益活動センター（ラコルタ）

作成日：7月22日（水）

1. 目的

市民公益活動団体の活動内容や魅力を来館者へ広く発信することで、市民公益活動への参加促進を図ることを目的とする。

2. 対象

基本は、市民公益活動団体として吹田市に受理されている団体を対象とする。ただし、センター長が認める場合は、この限りでない。

3. 放映内容

放映する動画は、市民公益活動団体に関する内容とする。

【内容例】

- ・団体紹介
- ・ボランティア、寄付の募集
- ・イベント、講座の案内や報告

4. 動画の規格

動画の長さ	30 秒程度（応相談）
ファイル形式	MP4
画面比率	16：9（横画面）
音声	あり・なしどちらでも可。
その他	音声がなくても内容が伝わるよう、テロップの挿入を推奨する。

5. 申込方法

団体は、次のいずれかの方法により動画を提出するものとする。

- ・申込フォーム
- ・メール

※提出時には、次の事項を記載する。

- ・団体名
- ・担当者名
- ・電話番号
- ・メールアドレス
- ・放映期間（希望あれば）

※メールで送付できない容量の場合は、オンラインストレージ等を利用し、ダウンロード URL を送付してもらう。

6. 放映期間

放映期間は、原則として3ヶ月とする。

7. 放映方法

動画は、ラコルタ交流スペース内に設置しているモニターで開館時間内に順次放映する。ただし、センター事業等でモニターを使用する場合は、当該事業を優先し、団体PR動画の放映を休止することがある。

8. 放映までの流れ

(1) 申込受付

申込フォーム又はメールにより、動画を受け付ける。

(2) 内容確認

担当者及びセンター長が、動画内容及び放映基準への適合について確認する。

(3) 団体への連絡

申込団体へ放映の可否を連絡する。修正が必要な場合は、その内容を併せて連絡し、修正後の動画の提出を依頼する。

(4) 放映準備

モニター用のパソコンに動画を追加し、放映を開始する。

9. 放映基準

次のいずれかに該当する動画は放映しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 誹謗中傷又は差別的な表現を含むもの
- (4) 営利活動を主たる目的とするもの
- (5) 著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害するもの
- (6) 虚偽又は誤認を招く内容を含むもの
- (7) その他、センター長が不適当と認めるもの

10. 著作権等

動画に使用する映像、写真、音楽等については、団体の責任において必要な権利処理を行うものとする。著作権、肖像権等に関する問題が生じた場合は、団体の責任において対応するものとする。